別紙３　（第1号様式に添付、施設のバリアフリー化に係る事業用）

バリアフリー補助事業計画書（その１）

１　建物・施設の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建物竣工年月 | 年　　月　　　　築　　　　年 | 施設規模 | 延べ面積　[　　　　　　　　　　　　㎡　] |

２　今回申請するバリアフリー化工事の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1. 今回整備する箇所　※該当する項目の全て（複数可）に○印を付けてください。 | | |
| １　敷地内の通路  ２　出入口（直接地上へ通ずる）  ３　その他 （ |  | ） |
| 1. 工事概要　※具体的な工事項目を記載してください。 | | |

３　予定スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 施工業者等との契約予定年月（※） | 年　　　　　月 |
| 着工（購入）予定年月 | 年　　　　　月 |
| 竣工（納入）予定年月 | 年　　　　　月 |
| 利用開始予定年月 | 年　　　　　月 |
| 施工業者等への予定支払い年月 | 年　　　　　月 |

※交付決定日より前に契約すると、補助金が交付されませんので、期間に余裕をもって申請してください。

財団記入欄

既に「敷地内の通路」と「出入口」のバリアフリー化が整備されており、今回新たな箇所の整備に取り組まれたい場合のみ提出してください。

バリアフリー補助事業計画書（その２）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基　準 | | | チェック | 代替措置 |
| 1　敷地内の通路 (移動等円滑化経路等を構成する道路から建物の出入口まで） | ( 1 )　移動等円滑化経路等を構成する通路の幅［140cm以上］ | | | （　　 　㎝) |  |
| ( 2 )　表面は滑りにくい仕上げか | | |  |  |
| ( 3 )　段差が（選択：**ある　・　ない**　） | | | | |
|  | 段差がある場合 | ア　手すりはあるか |  |  |
| イ　段は色相や彩度の差により識別はされているか |  |  |
| ウ　段鼻の突き出しは無いか |  |  |
| エ　上下端に点状ブロックはあるか |  |  |
| ( 4 )　傾斜路が（選択：**ある　・　ない**　） | | | | |
|  | 傾斜路がある場合 | ア　有効幅［140cm以上、階段に併設する場合は90㎝以上］ | （　　 　㎝) |  |
| イ　こう配　［1/20以下］ | （　　／ 　) |  |
| ウ　手すりはあるか |  |  |
| エ　両側に側壁又は立ち上がりが設置されているか  ［35cm以上/手すりを設ける場合は5cm以上］ |  |  |
| オ　傾斜路の面の識別への配慮はあるか |  |  |
| カ　始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置 |  |  |
| キ　高さ75㎝超の場合の踊場［1.5m以上］ |  |  |
| 2　出入口  （直接地上へ通ずる） | ( 1 )　有効幅［100cm以上］ | | | （　　 　㎝) |  |
| ( 2 )　表面は滑りにくい仕上げか | | |  |  |
| ( 3 )　自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸であるか | | | | |
|  | 戸の構造を選択 | ア　自動式引き戸 |  |  |
| イ　手動式引き戸（円滑に開閉できる戸） |  |  |
| ウ　開き戸（円滑に開閉できる戸） |  |  |
| エ　その他(記載してください：　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
| ( 4 )　 通行の支障となる段差は無いか | | |  |  |
| ( 5 ) 　出入口マットがある場合、埋め込み式であるか | | |  |  |
| ( 6 )　 戸の前後に水平部分［150cm以上] | | | （　　　㎝） |  |

注意

1　基準欄の［　］内は、基準の数値を示しています。  
2　数字は算用数字を用いてください。

3　チェック欄に○印が入らない場合は、代替措置欄に○印をつけ、その具体的な対応案を別の用紙（書式は任意とします。）に記載し、提出してください。

捨印

（実印）

同意書

公益財団法人東京観光財団　理事長　殿

観光施設の国際化支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第８条の規定により補助金の交付の申請を行うに当たり、以下の事項について同意いたします。

1. 交付決定を受けた補助金交付対象施設について、建築基準法及び関係法令等に違反する建築物に該当

することが判明した場合には、要綱第20条に基づき、補助金の交付決定を取り消されること。

（２）補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、要綱第21条、第22条及び第23条に基づき、交付を受けた補助金を返還すること。

　　　　　　　　　年　　　月　　　日

住 所

登録印

（実印）

氏 名

※ 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称

及び代表者の氏名を記入すること。